

改正

平成29年 5 月 8 日告示第106号

平成30年 8 月 1 日告示第152号

平成30年10月 1 日告示第169号

令和元年 9 月30日告示第46号

令和 2 年10月 1 日告示第195号

令和 3 年 3 月12日告示第61号

令和 3 年 5 月31日告示第164号

令和 3 年 7 月30日告示第187号

令和 4 年11月29日告示第206号

令和 6 年 3 月29日告示第89号

下呂市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、介護保険法（平成 9 年法律第123号。以下「法」という。）第115条の45第 1 項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）の実施に関し、法、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）及び地域支援事業実施要綱（平成18年 6 月 9 日老発第0609001号厚生労働省老健局長通知「地域支援事業の実施について」別紙。以下「実施要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を介護予防・日常生活支援総合事業の適切かつ有効な実施を図るための指針（平成27年厚生労働省告示第196号。以下「指針」という。）に沿って定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱における用語の意義は、法、省令、実施要綱及び指針の例による。

(総合事業の内容)

第 3 条 市長は、総合事業として、次に掲げる事業を行うものとする。

(1) 介護予防・生活支援サービス事業

ア 訪問型サービス

(ア) 訪問介護相当サービス（法第115条の45第 1 項第 1 号イに規定する第 1 号訪問事業として実施されるサービス）

(イ) 基準該当訪問介護相当サービス（法第54条第1項第2号に規定する基準該当介護予防サービスに相当する訪問介護相当サービス）

(ウ) 訪問型サービスA（実施要綱別記1(1)イ(ア)②に規定するサービスであって、省令第5条で定める日常生活上の世話（入浴、排せつ、食事等の介護を除く。）を行うサービス）

(エ) 訪問型サービスD（実施要綱別記1(1)イ(ア)⑤に規定するサービスであって、住民主体による買い物・通院等をする場合における送迎前後の付き添い支援及び一般介護予防事業における送迎を別主体が実施するサービス）

イ 通所型サービス

(ア) 通所介護相当サービス（法第115条の45第1項第1号ロに規定する第1号通所事業として実施されるサービス）

(イ) 基準該当通所介護相当サービス（法第54条第1項第2号に規定する基準該当介護予防サービスに相当する通所介護相当サービス）

(ウ) 通所型サービスA（実施要綱別記1(1)イ(イ)②に規定するサービスであって、緩和した基準による、生活支援を複合的に行うサービス）

(エ) 通所型サービスC（実施要綱別記1(1)イ(イ)④に規定するサービスであって、保健・医療の専門職により提供される、3～6月の短期間で行われるサービス）

ウ その他の生活支援サービス

(ア) 見守り買い物支援サービス（実施要綱別記1(1)イ(ウ)②に規定するサービスであって、訪問による見守りとともに買い物支援を行うサービス）

エ 介護予防ケアマネジメント（法第115条の45第1項第1号ロに規定する第1号通所事業として実施されるケアマネジメント）

(2) 一般介護予防事業

ア 介護予防把握事業

イ 介護予防普及啓発事業

ウ 地域介護予防活動支援事業

エ 一般介護予防事業評価事業

オ 地域リハビリテーション活動支援事業

（総合事業の実施方法）

第4条 市長は、総合事業を、実施要綱別記1(1)ア(エ)の①の（a）から（d）までのいずれか

により行うものとする。

(総合事業の対象者)

第5条 介護予防・生活支援サービス事業の対象者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 居宅要支援被保険者

(2) 介護保険法施行規則第140条の62の4第2号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準(平成27年厚生労働省告示第197号)に掲げる様式第1(以下「基本チェックリスト」という。)の記入内容が同告示様式第2に掲げるいずれかの基準(以下「事業対象者判定基準」という。)に該当した第1号被保険者(以下「事業対象者」という。)

2 一般介護予防事業の対象者は、第1号被保険者及びその支援のための活動に関わる者とする。

ただし、住民主体の通いの場で介護予防に取り組む場合は、第1号被保険者以外の者も対象者とすることができる。

(事業対象者の有効期間)

第6条 事業対象者が介護予防・生活支援サービス事業を利用できる期間(以下「事業対象者の有効期間」という。)は、第1号に掲げる期間と第2号に掲げる期間を合算して得た期間とする。

ただし、基本チェックリストの実施によって事業対象者となった日(以下「基本チェックリスト実施日」という。)が月の初日である場合にあっては、第2号の期間を事業対象者の有効期間とする。

(1) 基本チェックリスト実施日から当該日が属する月の末日までの期間

(2) 1年間

2 前項の規定にかかわらず、要介護認定又は要支援認定の有効期間(以下「認定有効期間」という。)内にある者が事業対象者となった場合、事業対象者の有効期間は、認定有効期間の満了日の翌日から起算して1年間とする。ただし、認定有効期間が60日を超えて存在している場合には、基本チェックリストは実施しないものとする。

3 事業対象者が、要介護認定又は要支援認定を受けた場合は、当該認定が効力を生じた日の前日をもって事業対象者の有効期間を満了したものとする。

(事業対象者の有効期間の更新)

第7条 事業対象者は、事業対象者の有効期間が終了する日の60日前から当該有効期間が終了する日までの間に、再度、基本チェックリストを実施することにより、当該有効期間を更新することができる。

2 前項の更新を行った場合の有効期間は、事業対象者の有効期間の満了日の翌日から起算して1

年間とする。

(介護予防・生活支援サービス事業に要する費用の額)

第8条 介護予防・生活支援サービス事業に要する費用の額は、別表に定める額とする。

(第1号事業支給費の支給)

第9条 市長は、第5条第1項各号に掲げる者が、介護予防・生活支援サービス事業を利用したときは、第1号事業支給費として、前条に定める費用の額（その額が現に当該サービスに要した費用の額を超える場合は、当該サービスに要した費用の額とする。）の100分の90（法第59条の2第1項に規定する政令で定める額以上の所得を有する者（以下「一定以上の所得を有する者」という。）にあっては、100分の80、同条第2項に規定する政令で定める額以上の所得を有する者（以下「現役並みの所得を有する者」という。）にあっては100分の70）に相当する額を支給するものとする。

(第1号事業支給費の額の特例)

第9条の2 市長は、災害その他特別の事情があることにより必要な費用を負担することが困難であると認めるときは、居宅要支援被保険者等の申請により、前条に定める第1号事業支給費の額（以下この条において同じ。）の特例を決定することができる。

2 第1号事業支給費の額の特例に関する基準及び手続は、下呂市介護保険条例施行規則（平成16年下呂市規則第96号）の規定を準用する。

3 法第60条に規定する介護保険給付の額の特例を受けている居宅要支援被保険者は、第1号事業支給費の額の特例を決定されたものとみなす。

(支給限度額)

第10条 事業対象者の第1号事業支給費の支給限度額は、要支援1の介護予防サービス費等区分支給限度基準額の100分の90（一定以上の所得を有する者にあつては、100分の80、現役並みの所得を有する者にあつては、100分の70）に相当する額を超えることができない。

2 前項の規定にかかわらず、事業対象者の状態（退院直後で集中的にサービスを利用することが自立につながると考えられるような場合等）により、市長が認めた場合は、事業対象者の第1号事業支給費の支給限度額は、要支援2の介護予防サービス費等区分支給限度基準額の100分の90（一定以上の所得を有する者にあつては、100分の80、現役並みの所得を有する者にあつては、100分の70）に相当する額を超えることができないこととすることができる。

(利用料)

第11条 介護予防・生活支援サービス事業の利用者は、別表に定める利用料を負担するものとする。

2 一般介護予防事業の利用料は、原則無料とする。ただし、次の各号に掲げる費用については、利用者が負担するものとする。

(1) 食材料及び調理費相当分の費用

(2) その他利用者に負担させることが適当と認められる費用

3 第1項の利用料は、介護予防・生活支援サービス事業を行う者が徴収するものとする。

(高額介護予防サービス費等相当事業)

第12条 市長は、訪問介護相当サービス及び通所介護相当サービスについて、実施要綱別記1の(1)ア(コ)及び(サ)の例により、同ア(コ)の高額介護予防サービス費相当事業及び同ア(サ)の高額医療合算介護予防サービス費相当事業（以下「高額介護予防サービス費等相当事業」という。）を行うものとする。

2 高額介護予防サービス費等相当事業における支給要件、支給額その他高額介護予防サービス費等相当事業に関して必要な事項は、介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第29条の2の2及び第29条の3の規定を準用する。

(指定事業者の指定)

第13条 指定事業者の指定は、訪問型サービス又は通所型サービスを行う者の申請により、当該事業の種類及び当該事業を行う事業所ごとに行うものとする。

2 指定基準及び指定に関し必要な事項は、市長が別に定める。

3 前項の規定にかかわらず、指定事業者の指定に係る事業所が本市の区域外にある場合であって市長が認めるときは、当該事業所の所在する市町村（特別区を含む。）の定める基準によることができるものとする。

(事業の委託)

第14条 市長は、総合事業を法第115条の47第4項に規定する基準を満たす者（介護予防ケアマネジメントにあつては、同条第1項の厚生労働省令で定める者）に委託することができる。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、総合事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成29年3月1日から施行する。ただし、第12条の規定は、平成29年4月1日から施行する。

(施行日前の準備行為)

2 この告示の規定は、施行の日以後における総合事業の実施に関し必要な行為に限り、この告示の施行前においても、これらの規定の例により行うことができる。

附 則（平成29年5月8日告示第106号）

この告示は、平成29年5月8日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則（平成30年8月1日告示第152号）

この告示は、平成30年8月1日から施行する。ただし、別表別紙中ルをワとし、ヌの次にル及びヲを加える改正並びに注7を注11とし、注6を注10とし、注5の次に注6から注9までを加える改正規定は、平成30年10月1日から施行する。

附 則（平成30年10月1日告示第169号）

この告示は、平成30年10月1日から施行し、平成30年9月1日から適用する。

附 則（令和元年9月30日告示第46号）

この告示は、令和元年10月1日から施行する。

附 則（令和2年10月1日告示第195号）

この告示は、令和2年10月1日から施行し、令和2年4月1日より適用する。

附 則（令和3年3月12日告示第61号）

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和3年5月31日告示第164号）

この告示は、令和3年5月31日から施行し、令和3年4月1日から適用する。ただし、令和3年9月30日までの間に提供されたサービスのうち、報酬告示別表 単位数表 1 訪問型サービス費イからト及び同単位数表 3 介護予防ケアマネジメント費イ並びに別表別紙イ 通所型サービス費(1)から(3)に規定するものについては、所定単位数の1000分の1001に相当する単位数を算定する。

附 則（令和3年7月30日告示第187号）

この告示は、令和3年8月1日から施行する。

附 則（令和4年11月29日告示第206号）

この告示は、令和4年11月29日から施行し、令和4年10月1日から適用する。

附 則（令和6年3月29日告示第89号）

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第8条、第11条関係）

サービスの種類		介護予防・生活支援サービス事業に要する費用の額	利用料
訪問型サービス	訪問介護相当サービス	介護保険法施行規則第140条の63の2第1項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準（令和3年厚生労働省告示第72号。以下「報酬告示」という。）別表 単位数表 1 訪問型サービス費に定める単位数に10円を乗じて得た額	サービス事業に要する費用の額の100分の10に相当する額。ただし、一定以上の所得を有する者にあつては、100分の20、現役並みの所得を有する者にあつては、100分の30に相当する額
	基準該当訪問介護相当サービス	報酬告示別表 単位数表 1 訪問型サービス費に定める単位数に100分の90を乗じて得た数に10円を乗じて得た額	
	訪問型サービスA	20分以上45分未満 1回 1,500円 45分以上60分未満 1回 1,800円	20分以上45分未満 1回200円。ただし、一定以上の所得を有する者にあつては、400円、現役並みの所得を有する者にあつては、600円 45分以上60分未満 1回250円。ただし、一定以上の所得を有する者にあつては、500円、現役並みの所得を有する者にあつては、750円

	訪問型サービスD	利用者1人につき1回あたり200円 (乗車前または降車後の付き添い支援。ただし、週1回(1往復)までとする。)	無料
通所型サービス	通所介護相当サービス	報酬告示別表単位数表 2 通所型サービス費及び別紙 通所介護相当サービス単位数(別定)に定める単位数に10円を乗じて得た額	サービス事業に要する費用の額の100分の10に相当する額。ただし、一定以上の所得を有する者にあつては、100分の20、現役並みの所得を有
	基準該当通所介護相当サービス	別表単位数表 2 通所型 サービス費及び別紙 通所 介護相当サービス単位数(別定)に定める単位数に100分の90を乗じて得た数に10円を乗じて得た額	する者にあつては、100分の30に相当する額
	通所型サービスA	月額単価 週1回程度 1月 15,870円 週2回程度 1月 31,900円 回数単価 1月のうち4回まで 3,860円/回 1月のうち8回まで 3,980円/回 生活機能維持加算	

		300円／月	
	通所型サービスC	1回 2,530円	1回 250円。ただし、一定以上の所得を有する者にあつては、500円、現役並みの所得を有する者にあつては、750円
その他の生活支援サービス	見守り買い物支援サービス	1月 3,000円	1回 300円。ただし、一定以上の所得を有する者にあつては、600円、現役並みの所得を有する者にあつては、900円
介護予防ケアマネジメント		報酬告示別表 単位数表 3 介護予防ケアマネジメント費に定める単位数に10円を乗じて得た額	無料

別紙 通所介護相当サービス単位数（別定）

通所型サービス費のうち

- （１） 通所型サービス費／22 1,798単位
（要支援２ 1月につき・週1回程度の通所）
- （２） 通所型サービス費／22日割 436単位
（要支援２ 1回につき・月4回までの通所）